

花巻市こども食堂等運営支援事業補助金概要

花巻市では、経済的に困窮している世帯のこども等を支援するため、当該事業を実施している事業者がこども食堂等を持続的に運営するために必要な物品等の購入支援として、補助金を交付します。

補助金の申込みにつきましては、本書記載の手続き方法を参考としてください。



1 対象者

花巻市内で、こども食堂等（フードパントリーなど）の活動を、年3回以上（1回あたりの参加者がおおむね10人以上の規模）実施している事業者

※こども食堂等とは・・・無償または低額での食事の提供、学習支援や食料・生活物資の支援を行う事業を指します。

2 補助対象経費及び補助金額

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに、こども食堂等の運営のために要した経費
に対し下記のとおり補助金を交付（上限あり、1,000円単位に切り捨て）

※必要経費から他の補助金（国・県・民間等）の補助金を除いた額

（1）運営費補助 月額5万円（上限）×実施月数（10/10補助）

- ①食材、食料品、生活支援物資の購入費
→支援対象者へ配布する物品等
- ②会場借り上げ料
→実施に伴う箇所の借上げ料（事務所等は対象外）
- ③光熱水費、通信費又は広告に要する経費
- ④実施に係るボランティア又は講師等に対する謝金又は費用弁償
→事務局員等は対象外
- ⑤食器類等の物品購入費、教材費
→実施に伴い必要とされる物品（消耗品）等の購入費
- ⑥研修費
- ⑦腸内細菌検査、施設衛生検査等に要する費用
- ⑧こども食堂等の実施に係る保険料
- ⑨その他こども食堂等の実施に必要であると市長が認める経費

（2）新規設置支援 25万円（10/10補助）

- ①市内で新たに実施を計画している事業者
※1団体につき1回

3 補助金額の考え方

(1) 運営費補助

例① 8月から12月まで毎月1回以上こども食堂等を実施する事業者等
5万円×5か月＝25万円が補助上限
→5ヶ月間で支出した実施に係る金額となる（6月にまとめて購入も可）

例② 6月、10月、12月に月1回以上こども食堂等を実施する事業者等
5万円×3か月＝15万円が補助上限

(2) 新規設置補助

例① 10月に新規設置準備（改装、備品、物品購入）を行い、11月から2月まで事業を実施する事業者等
新規設置補助 25万円
運営費補助 5万円×4か月＝20万円
計 45万円が補助上限
※11月以降の実施分は運営費補助申請対象となります。

4 補助金交付までの流れ

- ① 交付申請書（様式第1号）、事業計画書・収支予算書（任意様式）等を提出
※事業計画書には、実施予定日を記載してください。
※事業の実施の際に発生した事故による損害を補償するための保険に加入ください。
※令和7年11月28日（金）までに提出ください。
- ② 審査後、補助金交付決定
- ③ 補助金請求書（様式第3号）、事業報告書（様式第4号）、事業実施状況報告書（任意様式）、収支決算書（任意様式）、領収書の写し、写真、チラシ等を提出
※事業報告書には、実施日、対象人数を記載してください。
- ④ 事業完了を確認し補助金交付
※概算払も可能です。

5 申請期限

交付申請書提出期限：令和7年11月28日（金）

6 問い合わせ先

花巻市福祉部 地域福祉課 福祉企画係 0198-41-3572（ダイヤルイン）
025-8601 花巻市花城町9-30